

## 使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準

使用済みブラウン管テレビは、有害物質である鉛を含有しており、不適正に処分されると人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれがある。このため、使用済みブラウン管テレビを再生利用（以下「リサイクル」という。）又は処分目的で輸出する際には、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第128号）の規定による輸出の承認を得る必要がある。一方、使用済みブラウン管テレビを直接再利用（以下「リユース」という。）目的で輸出する場合には、バーゼル法に基づく輸出の承認を得る必要はないが、輸出しようとする者自らが、バーゼル法に基づく承認を要しないことを確認し、立入検査等に際して証明することが求められる。

しかし、これまでに、バーゼル法の承認を受けずに輸出された使用済みブラウン管テレビ等が、相手国の税関においてリユースに適さないと判断され、日本にシップバック（返送）される事例が発生しているほか、途上国における電気・電子機器廃棄物（e-waste）の環境上不適正な処理による環境汚染の懸念も指摘されている。

そこで、本基準は、実際にはリユースに適さない使用済みブラウン管テレビがリユースの名目で輸出されることのないよう、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を示すことにより、輸出者による証明を容易にすることを目的としたものである。

輸出者がリユース目的で使用済みブラウン管テレビを輸出する際には、下記に示した中古品判断項目の基準を満たすことにより、バーゼル法の規制対象に当たらないことを証明することが求められる。基準を満たさない製品についてはリサイクル目的での輸出とみなし、原則、バーゼル法の規制対象としてバーゼル法に基づく承認を受ける義務を課せられるものとする。

また、アジアなどの諸外国においては、使用済みブラウン管テレビの輸入を規制している国が多数存在している。輸出に際しては、輸出先国の規制の遵守が前提である。輸出者は、輸入者と連携の上、輸出先国の規制（禁制品の有無、中古品判断基準、事前申告の必要性、輸入者のライセンス保持等）について確認する責任を有する<sup>1</sup>。

なお、環境省及び経済産業省が提供する事前相談を活用し、本基準を満たしていることを証する書類を提出して確認を受けることにより、輸出者による証明をより円滑にすることが推奨される。

---

<sup>1</sup> 諸外国の輸出入規制については、環境省ホームページ等に掲載されている情報も参照されたい。

環境省（特定有害廃棄物等の輸出入関連）：<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html>

有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク（Specific Information）：

[http://www.env.go.jp/en/recycle/asian\\_net/specificinfo\\_main.html](http://www.env.go.jp/en/recycle/asian_net/specificinfo_main.html)

**使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断項目**  
**(いずれの項目も満たすことが必要)**

項目	基準	輸出者による証明方法 <sup>2</sup>
年式	➤ 製造から 15 年以内の製品とすること <sup>3</sup> 。	➤ 個別製品ごとに製造年・型式・メーカーを記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。
外観	➤ 以下の項目のいずれかに該当する製品は中古目的での輸出とは認められないこと。 ✓ ブラウン管又は筐体が破損している製品 ✓ ブラウン管に深い傷もしくは焼き付けがある製品 ✓ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである製品	➤ 求めに応じて目視可能な状態にしておく。
動作確認	➤ 通電検査を実施し、製品が正常に動作することを確認すること <sup>4,5</sup> 。	➤ 個別製品ごとに動作確認の結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。
梱包・積載状態	➤ 画面を破損しないように保護すること。 ➤ 輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように梱包及び積載すること。	➤ 輸出者が梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真（コンテナ積載開始時・中間・扉付近の 3 箇所以上）を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。
先の確保	➤ 輸出先国において確実にリユース目的で販売されることを確認すること。	➤ 輸出先国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。

<sup>2</sup> 輸出者による証明方法は、基準の遵守を確認できるものであれば、必ずしも記載の方法に限定するものではない。

<sup>3</sup> リユース品としての需要が存在する範囲について地域の特性などに留意し、製造から 15 年を超える製品については、型式・メーカーを指定の上で輸出先国において確実にリユース目的で販売されることを証する書類（輸入者等による契約書等）を提出することにより、例外的に年式基準の適合に代えられる可能性がある。ただし、求めに応じて該当製品を確認できる状態にしておくこと。

<sup>4</sup> 通電検査とは、通電時に製品が作動し（画面が表示され）、色調異常や異常音・異臭がなくブラウン管が正常に機能することの点検行為を指す。なお、通電検査の実施に支障をきたすことのないよう、風雨を防げる状態で製品を保管し、電源コードを切断しないことが求められる。

<sup>5</sup> 輸出者の責任において、輸出先国の自ら中古販売する者において主要な再組立を伴わずにリユースされることを確認し、リユースできないものについては原則輸出国に持ち帰る仕組みを確立する場合については、例外的に通電検査に代えられる可能性がある。確立する仕組みの妥当性については、環境省及び経済産業省に相談されたい。